

平成 23 年（2011 年）4 月 15 日

6 次改訂：平成 24 年（2012 年）2 月 23 日

5 次改訂：平成 23 年（2011 年）11 月 24 日

4 次改訂：平成 23 年（2011 年）9 月 20 日

3 次改訂：平成 23 年（2011 年）6 月 17 日

2 次改訂：平成 23 年（2011 年）5 月 25 日

1 次改訂：平成 23 年（2011 年）5 月 9 日

## 栄村の復旧・復興に向けて

### ～ 復興支援方針 ～

長 野 県

#### 1 はじめに

栄村の復旧・復興に向けて、長野県は次の「2 基本的な考え方」に基づき、最大限の支援に努めてまいりました。

この間、累次の補正予算等により、被災者の皆様への支援をはじめ、農地・道路などの社会基盤を着実に進めるとともに「復旧」から「復興」へのプロセスを確実にすべく取り組んでまいりました。

今回、第 6 次となる改訂は、被災者の皆様への支援に係る事業や農地・道路、施設復旧等に係る事業等について、平成 23 年度 2 月補正予算案及び平成 24 年度当初予算案を 2 月県議会定例会に提出したことから行いました。

栄村では、現在、住民との協働による「震災復興計画」づくりが本年 10 月の策定を目途に進められています。栄村の復興が中山間地域振興の新しいモデルとなるよう県も参画し、速やかな復興に向け引き続き最大限の支援をしてまいります。

#### 2 基本的な考え方

長野県は、長野県北部地震により被災された栄村の住民の皆様が引き続き「ふるさと栄村」に安心して住み続けられるよう、関係機関と連携して最大限の支援を行います。

住民の生活再建と被災地の復旧・復興に向けた取組の実施に当たっては、栄村と十分相談し、村の特性（激甚災害指定地域、過疎地域、特別豪雪地帯など）を踏まえつつ、村と共創・協働の下に進めます。

また、国の復興特区制度や復興交付金、県に設置した「栄村復興基金」を活用するなど、栄村の復旧・復興に向けた本格的な取組を迅速かつ着実に進めていきます。

### 3 総合的な対策の推進

- ・ 「長野県北部地震 栄村生活再建支援本部」を中心として、各部局が全面的に支援します。(設置：平成23年4月1日 本部長：北信地方事務所長)
- ・ 県職員の派遣や相談窓口の設置により、きめ細かな支援を引き続き実施します。
  - 被災(平成23年3月12日)直後から、各部局において様々な応援を実施
    - ・ 家屋、土木施設等の被災状況の確認支援
    - ・ 保健師等の派遣による保健福祉相談の実施
    - ・ 近隣市町村と県との合同チームによる被害認定業務支援
    - ・ がれき等の片付け支援
- ・ 「東日本大震災支援県民本部」を設置し、官民協働で、被災者・被災地のニーズと県民の応援意欲・活動をつなげます。(平成23年4月20日県庁西庁舎に設置)
- ・ 平成23年10月1日から係長級職員1人を村に派遣(自治法)し、住民参加による震災復興計画づくりを支援。
- ・ 住民や学識経験者等で構成する村の震災復興計画策定委員会(平成24年2月15日発足)に栄村生活再建支援本部長(北信地方事務所長)が委員として、市町村課長がアドバイザーとして参画し、復興計画づくりを支援。

### 4 支援メニュー(10分野52項目)

→ 詳細(支援内容、問合せ先等)は別表「復興支援メニューの概要」を参照  
※平成24年2月23日現在のものであり、国の動向等により変動する場合があります。

#### (1) 住まい

- ① 住宅再建に関する様々な相談に村と県が連携して応じています。  
(平成23年3月18日から随時実施)〔住宅課〕
- ② 当面の住まいを確保するため、応急仮設住宅を建設するとともに、引き続き県営住宅や職員宿舎等を提供します。  
〔建築指導課、住宅課ほか〕

#### 《応急仮設住宅の建設》

当初建設分40戸(栄村農村広場35戸、北野天満温泉5戸)

追加建設分15戸(栄村農村広場15戸)

入居期間：原則2年間 家賃：無料

※当初建設分平成23年4月14日に着工

(北野天満温泉5戸は平成23年5月14日から順次入居し完了)

(栄村農村広場35戸は平成23年5月29日から順次入居し完了)

所要額(224,926千円)を平成23年4月11日付けで知事専決により予算化

※追加建設分平成23年5月16日に着工し、6月18日から順次入居し完了

所要額(76,630千円)を平成23年4月28日付けで知事専決により予算化

#### 《県営住宅、職員宿舎等の提供》

入居期間：最長1～2年間 家賃：無料

- ③ 個人住宅の建替・補修に当たっては、被災建物等災害廃棄物の除却・処理等も含め、被災者生活再建支援制度の活用と国・県補助金との最適な組合せにより、個人負担を軽減します。〔危機管理防災課、廃棄物対策課、住宅課ほか〕

《被災建物等災害廃棄物の除却・処理等》 【2月補正予算額(案) 69,345千円】

・被災建物の解体・撤去

村が実施する被災建物（り災証明により半壊以上とされた建物）の解体・撤去費用について支援

・災害廃棄物の収集・運搬・処分

村が実施する「半壊」以上と認定された建物に係る収集・運搬・処分及び「一部損壊」と認定された建物に係る処分費用について支援

《建替・補修に係る経済的支援》

- 被災者生活再建支援金（大規模半壊以上の世帯に最高300万円を支給）

※ 被災者生活再建支援基金への拠出金（東日本大震災分含む）

【9月補正予算額 1,450,916千円】

- 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構による融資 年利：1.57% 償還：25年）
- 災害復興住宅建設等補助（村内に建設する場合、年利1.0%（通常1.5%）を超える分を県が利子補給）

【6月補正予算額 1,328千円】

【平成24年度当初予算額(案) 1,826千円】

- 災害救助法による応急修理（村が実施する場合、1世帯上限52万円を県が負担）
- 避難所設置、民間賃貸住宅の借上げ、住宅の応急修理等、村が実施した応急救助の費用について負担

【9月補正予算額 174,329千円】

《豪雪対策支援》

- 災害救助法により要援護者などの屋根の雪下ろしを実施（村が実施する場合その費用を県が負担）

【2月補正予算額(案) 22,314千円】

- ④ 村営住宅の建設について、高齢者の状況等も考慮し、最善の方策を村と一緒に検討します。〔住宅課〕

・村、県、建築及び木材の関係団体による村営住宅整備検討会を設置（平成23年7月14日）し、平成23年11月1日には「村営住宅設置方針」を村へ提案。村は、村民の意見を聞きながら2月末を目途に「村営住宅整備計画」を策定し、平成24年秋までに完成を目指す。

(2) ライフライン

- ① 水道施設の早期復旧を支援します。〔水大気環境課〕

- 平成23年4月15日に村による応急工事により仮復旧完了（全戸給水可能）
- 本復旧工事に着手。3件は復旧完了、残り1件は平成24年5月完了予定

- ② 生活排水処理施設の早期復旧を支援します。〔生活排水課〕

《農業集落排水施設》本復旧工事完了 【2月現計予算額(案) 37,912千円】  
《浄化槽》31件は復旧完了、残り約10件は住宅の復旧工事に合わせ順次実施

### (3) 生活資金

- ① 村や社会福祉協議会を通じて、義援金や災害見舞金を支給するほか、災害援護資金や生活福祉資金の貸付けを行います。 [危機管理防災課、地域福祉課]

・義援金（日赤に寄せられた義援金を村を通じて被災世帯に配分）  
・災害見舞金（半壊の世帯に 50 万円（従来は 10 万円）を県が支給）  
【2月現計予算額（案） 52,500 千円】  
・災害援護資金（最高 350 万円を無利子貸付） 【2月現計予算額（案） 7,400 千円】  
・生活福祉資金（緊急小口資金として 10 万円を無利子貸付（社協））  
・災害弔慰金（村が被災者の遺族へ支給する災害弔慰金（生計維持者 500 万円、非生計維持者 250 万円）を支給。費用の 2/3 を県が補助）  
《地震対応分》【9月補正予算額 7,500 千円】  
《豪雪対応分》【2月補正予算額（案） 3,750 千円】

- ② 収入の状況に応じて生活保護費等を支給します。 [地域福祉課]

- ③ 納税者の申請に基づき、被災の状況に応じて、県税の減免、申告・納税期限の延長、徴収猶予を行います。 [税務課]

《県税の減免》  
自動車税（※軽自動車は村）、自動車取得税、個人事業税、不動産取得税

- ④ 被災者を支援するために設けられた税制上の特例措置は、長野県北部地震で被害を受けた方々にも適用されます。 [税務課]

《特例措置の例》  
・住宅や家財等の損失に係る所得税・住民税の雑損控除の特例措置  
・災害により被災した家屋に代わる家屋を取得した場合の不動産取得税・固定資産税の特例措置  
・災害により損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車取得税・自動車税の非課税措置 等

- ⑤ 県営水道料金を減免します。 [企業局]

県営水道給水区域（長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町）の県営住宅等に居住する被災者の水道料金を全額免除

### (4) 雇用

- ① 緊急雇用創出基金を最大限活用し、雇用を確保します。 [労働雇用課ほか]

震災対応事業の追加、雇用期間の延長等により村内の被災者を優先雇用  
【6月補正予算額 1,216,971 千円（※東日本大震災対応事業分含む）】  
【平成 24 年度当初予算額（案） 76,230 千円】

- ② ハローワークと連携し、求人・求職情報の共有等により就労を支援します。 [労働雇用課]

- ③ 離職者等に対する職業訓練の受講支援を行います。 [人材育成課]

(5) 保健・福祉

- ① 保健師による健康相談を引き続き実施します。 [医療推進課]
- ② 「こころの健康相談電話」(精神保健福祉センター)による相談を引き続き実施します。 [健康長寿課]
- ③ 心のケアが必要な被災児童に対する相談を中央児童相談所が随時実施します。 [こども・家庭課]
- ④ 仮設住宅地に応急サポート拠点施設を平成23年10月に設置し、高齢者等に対する生活支援事業の実施を支援します。 [介護支援室]  
【6月補正予算額 50,000千円、平成24年度当初予算額(案) 50,000千円】
- ⑤ 高齢者等支え合い拠点施設の整備を支援します。 [介護支援室]
- ⑥ 高齢者総合福祉センター、特別養護老人ホーム「フランセーズ悠さかえ」の復旧が完了しました。(H23.10月) [介護支援室]  
損壊した施設設備の復旧が完了 【6月補正予算額 95,338千円】
- ⑦ 北信保育園の復旧が完了しました。(H23.9月) [こども・家庭課]  
損壊した施設設備の復旧が完了 【6月補正予算額 19,624千円】

(6) 生活安全

[警察本部]

- ① 堺駐在所、水内駐在所の復旧が完了しました。(H24.2月)  
損壊した施設設備の復旧が完了 【2月現計予算額(案) 2,767千円】
- ② 安全・安心パトロール、震災に便乗した悪質行為等の取締りを引き続き実施します。
- ③ 運転免許証等の再交付手数料などについては、減免又は還付します。  
(平成24年3月31日申請分まで実施) 【6月条例改正】

(7) 教育

- ① 栄小学校、栄中学校の早期復旧を支援します。 [義務教育課]  
学校施設、教職員住宅の復旧に着手
- ② 被災児童・生徒の心のケアのため、スクールカウンセラー等が学校を訪問します。 [心の支援室]  
平成23年4月15日からスクールカウンセラー等が栄村内の小学校、栄中学校を訪問  
【6月補正予算額 3,477千円(※東日本大震災被災児童等への支援含む)】  
【平成24年度当初予算額(案)1,490千円(※東日本大震災被災児童等への支援含む)】
- ③ 社会教育施設の早期復旧を支援します。 [生活文化課、スポーツ課]  
栄村文化会館、栄村農村広場(多目的グラウンド)、旧東部小学校体育館の復旧に着手

④ 被災した県宝「阿部家住宅」の復旧が完了しました。(H23.11月)

〔文化財・生涯学習課〕

⑤ 被災した児童等の保護者の経済的負担を軽減します。

〔情報公開・私学課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課〕

被災した幼児、児童、生徒の就園・就学支援及び奨学金貸与

【2月現計予算額(案) 30,572千円(※東日本大震災被災児童等への支援含む)】

【平成24年度当初予算額(案) 17,726千円(※東日本大震災被災児童等への支援含む)】

(8) 産業

(共通)

① 被災状況に応じ、事業再開に向けた技術指導、経営相談、事業資金の融資など、産業分野ごとにきめ細かな対応を行います。〔商工労働部、農政部、林務部ほか〕

《中小企業への事業資金の融資》

平成23年3月28日 経営健全化支援資金(災害対策)の貸付利率を引下げ  
△0.5% (1.8%→1.3%)

5月23日 東日本大震災復興支援資金を創設

【6月補正予算融資目標額 20,000,000千円】

【平成24年度当初予算融資目標額 10,000,000千円】

- ・貸付限度額 設備：3,000万円、運転：5,000万円
- ・貸付利率 年1.5%
- ・貸付期間 設備：10年以内(うち据置2年以内)  
運転：8年以内(うち据置2年以内)
- ・信用保証料 県と市町村補助により自己負担なし

(農業)

② 営農の継続に向け支援します。

〔農政部、信州の木振興課ほか〕

今年の作付けに支障がないよう支援します。

- ・今後の作付けなど経営相談に随時対応
- ・経営安定のための制度資金の活用支援
- ・営農再開に向けた共同の取組を支援

農業者が共同して行う農地等の復旧

【9月補正予算額 8,806千円】

- ・被災水田の遊休化防止への支援

そばの播種作業への人的支援及び栽培技術指導の実施 【H23.8.8~12延べ43人】

- ・きのこや畜産などの生産施設の早期復旧を支援

被災した村有堆肥製造施設

【6月補正予算額 10,100千円】

被災した共同利用畜舎等の復旧

【2月現計予算額(案) 31,957千円】

被災した水田農業関連施設の復旧

【9月補正予算額 2,199千円】

被災した農業用機械施設の復旧

【9月補正予算額 14,369千円】

被災した農林産物処理加工施設の復旧

【2月現計予算額(案) 3,620千円】

- ・きのこ農家の経営再建に対する助成

【2月現計予算額(案) 47,355千円】

- ・都市圏での村産農林産物の販売支援

- ・農作物等の被害に対応した農業生産安定確保への支援

そば、野菜の種苗導入に対し助成

【6月補正予算額 793千円】

③ 農地、農業用施設（農道、水路等）の早期復旧を支援します。〔農地整備課〕

今年の作付けに支障がないよう早期復旧に向け支援します。

- ・農地・農業用施設の復旧への補助(国庫対象)

【2月現計予算額(案) 897,083千円(※栄村ほか被災市町村分含む)】

【平成24年度当初予算額(案) 694,283千円(※栄村ほか被災市町村分含む)】

- ・国庫補助事業の対象とならない農業用施設の小規模災害復旧事業に対し助成

【6月補正予算額 9,720千円】

【平成24年度当初予算額(案) 6,500千円】

(林業)

④ 林道の早期復旧を支援します。〔信州の木振興課〕

全箇所（5箇所）平成23年9月26日着手済み

⑤ 復興に必要な木材・木質資材の確保を支援します。〔県産材利用推進室〕

- ・住宅建設や土木工事に必要な木材を県有林等から供給。合板10,000枚を供給済み
- ・村営住宅の建設等において地域材利用を推進するため製材保管庫及びモルダール等の整備に対し助成

【2月現計予算額 20,000千円】

(うち11月補正予算額10,000千円)

(商工業)

⑥ 駅前商店街の再興に向け支援します。〔経営支援課〕

制度資金の貸付けを行います。

《経営健全化支援資金の貸付》

年利：1.3%（災害対策）または1.8%（特別経営安定対策）

《東日本大震災復興支援資金の貸付》（再掲）

【6月補正予算融資目標額 20,000,000千円】

【平成24年度当初予算融資目標額 10,000,000千円】

- ・貸付限度額 設備：3,000万円、運転：5,000万円
- ・貸付利率 年1.5%
- ・貸付期間 設備：10年以内（うち据置2年以内）  
運転：8年以内（うち据置2年以内）
- ・信用保証料 県と市町村補助により自己負担なし

生鮮食料品店（仮設店舗）の営業が再開しました。（H24.1.28開設）

⑦ 飲食店等食品営業施設、旅館、理・美容店等の営業の継続に向け支援します。

〔食品・生活衛生課〕

震災により被災した飲食店、旅館、理・美容店等の事業者が県内で、施設を再建し、営業を再開する場合の許可申請・届出に係る手数料を免除します。

(観光)

- ⑧ 村とタイアップして積極的に誘客宣伝を行います。 [観光振興課]

都市圏等で村と県と一緒に観光PR

- ⑨ 震災等による出控えや風評被害に対応し、栄村を含む県全体の誘客を促進するため、夏の大型観光プロモーションや誘客キャラバン隊の派遣を実施します。

【6月補正予算額 60,263千円】 [観光振興課]

(9) インフラ等

- ① 幹線道路である(国)117号ほか4路線を早期に復旧します。 [道路管理課]

- ・ 応急工事の実施により早期に通行止めを解除
- ・ 本格復旧の促進により、安全・安心な通行を確保

【県単独公共事業：6月補正予算額 211,500千円】

- ② (国)117号(野沢温泉村～栄村)、県道(一)長瀬横倉(停)線(長瀬～横倉)ほか3路線の補修工事を災害復旧工事にあわせ実施します。 [道路管理課]

円滑な通行を確保するため、舗装補修工事等を災害復旧工事と一体的に実施

【県単独公共事業：6月補正予算額 535,000千円】

【県単独公共事業：平成24年度当初予算額(案) 5,000千円】

- ③ 道路標識等の交通安全施設の復旧が完了しました。(H23.12月) [警察本部]

被災した信号機2基、道路標識13基等、復旧完了。

【2月現計予算額(案) 10,811千円】

- ④ 急傾斜地崩壊危険区域の被災斜面を早期に復旧します。 [砂防課]

[平滝地区]

応急対策(伸縮計、警報装置の設置等)実施済。

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業

【2月現計予算額(案) 123,312千円】

[志久見地区]

- ・ 県単急傾斜地崩壊対策事業

【6月補正予算額 49,950千円】

- ⑤ JR飯山線の早期復旧と沿線住民の交通手段の確保をJRに要望しました。

[交通政策課]

平成23年4月29日運転再開



⑥ 土石流対策を早期に進めます。 [森林づくり推進課、砂防課]

〔中条川〕	
《応急対策》 上中流部に土石流センサー、応急導流堤等を設置	(平成 23 年 4 月 5 日完了)
《恒久対策》	
[上中流部] ・ 治山事業 (水路工、減勢工等)	(H24. 3 月完成予定)
	【6 月補正予算額 593,658 千円】
[下流部] ・ 砂防事業 (平成 24 年度完成予定)	【6 月補正予算額 314,210 千円】
〔大巻川〕 ・ 県単砂防事業	【6 月補正予算額 10,000 千円】
〔その他箇所 (栄村ほか被災市町村含む)〕	
・ 県単砂防維持修繕事業	【6 月補正予算額 4,500 千円】

⑦ 地すべり等土砂災害対策を推進します。 [森林づくり推進課、砂防課]

応急対策 (伸縮計、大型土嚢の設置等) 実施済。恒久対策について早期復旧に向け国と調整	
・ 災害関連緊急治山事業	【6 月補正予算額 260,959 千円】
・ 県単治山事業	【6 月補正予算額 30,000 千円】
クラック発生箇所と、平成 23 年 5 月 10 日実施の土砂災害危険箇所点検で、変状が確認された 6 か所については、観測を実施した結果、地すべり変状がないことが確認されたため観測を終了。引き続き、地すべり危険箇所に変状がないか経過観察。	
・ 県単地すべり対策事業	【6 月補正予算額 14,040 千円】
・ 県単地すべり維持修繕事業 (※栄村ほか被災市町村含む)	【6 月補正予算額 5,400 千円】

⑧ 上記以外の道路、橋梁、河川等の土木施設について災害復旧を行います。

[河川課]

長野県北部地震による被災市町村の土木施設を災害復旧事業により早期復旧	
・ 公共土木施設災害復旧費 (国庫補助)	【6 月補正予算額 2,372,021 千円】
	【平成 24 年度当初予算額(案) 408,396 千円】

(10) 村の財政負担の軽減

① 「長野県栄村復興基金」を創設し復興に向けた取組をきめ細かに支援します。  
【11 月補正予算額 1,000,000 千円】 [市町村課]

② 東日本大震災復興特別区域法 (平成 23 年法律第 122 号) に基づく復興交付金事業計画を村とともに策定します。 [市町村課ほか]

《基幹事業》	
復興計画に基づく地域づくりに必要なハード事業 (5 省 40 事業)	
《効果促進事業》	
基幹事業と関連するハード・ソフト事業 (基幹事業費の 35%上限、補助率 80%)	

③ 地方交付税の繰上げ交付について情報提供するとともに、特別交付税の拡充・特例交付等を引き続き国に要請します。〔市町村課〕

《地方交付税の繰上げ交付》

平成 23 年 4 月 4 日 普通交付税 124,000 千円（6 月分の 3 割）

6 月 8 日 普通交付税 293,000 千円（9 月分の 7 割）

9 月 16 日 普通交付税 249,000 千円（11 月分の 7 割）

**平成 24 年 2 月 20 日 特別交付税 3 月分の一部（20,000 千円）を繰上げ交付**

《特別交付税の拡充・特例交付》

・ H23. 4 月上旬に国に要請

・ 国において、算定対象経費の拡充（平成 23 年 12 月 14 日交付（震災分 161,830 千円）や災害に係る交付の前倒しを実施（平成 23 年 9 月 20 日交付（通常は 12 月・3 月）28,669 千円）

・ 国の第 1 次補正予算で 1,200 億円（平成 23 年 5 月 2 日予算成立）、第 2 次補正予算で 4,573 億円（平成 23 年 7 月 25 日予算成立）、第 3 次補正予算で 1 兆 6,635 億円（平成 23 年 11 月 21 日予算成立）増額

・ 震災復興特別交付税の算定（H24. 3 月下旬交付予定）

④ 村の実施事業について、より有利な補助制度や起債の活用を助言します。

〔市町村課ほか〕

国庫補助率の嵩上げなど国の財政措置について、村に情報提供と助言

【参考】

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」

（平成 23 年 5 月 2 日施行）

《特別の財政援助（24 項目）》

・ 激甚法の対象とならない公共土木施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助

《被災者等に対する特別の助成措置（116 項目）》

・ 社会保険料、医療費窓口負担等の免除

・ 被災した中小企業者に対する金融支援 等

《地方債の特例》

・ 地方税等の減免等による減収補てんのための地方債を措置

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日決定）

《基本的な考え方》

・ 被災自治体の復興計画等の作成に資するための、国による復興のための取組みの全体像（基本方針）であり、栄村についても対象

・ 基本方針を踏まえ、国において具体的な支援策を検討

《復興施策》

・ 被災自治体の主体的な復興の取組を、国は復興特区制度や使い勝手の良い交付金等、あらゆる施策を用いて支援

⑤ 東日本大震災復興関係宝くじの発売。

〔財政課、市町村課〕

「東日本大震災復興宝くじ」

発売期間：平成 23 年 7 月 30 日～8 月 9 日 発売額：300 億円

※収益金の一部（10,178 千円）が栄村に配分

「東日本大震災復興東京都宝くじ」

発売期間：平成 23 年 8 月 17 日～9 月 27 日 発売額：25 億円

※収益金の一部（1,178 千円）が栄村に配分

「東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじ」

発売期間：平成 24 年 2 月 14 日～3 月 14 日 発売額：660 億円

※収益金の一部（22,000 千円）が栄村に配分される予定

⑥ 郵便事業株式会社から「寄附金付郵便切手・葉書」の販売。

〔市町村課〕

《寄附金付特殊切手》

販売期間：平成 23 年 6 月 21 日～9 月 30 日 販売価格：100 円（うち寄附金 20 円）

《寄附金付夏のおたより郵便葉書 かもめ〜る》

販売期間：平成 23 年 6 月 1 日～8 月 26 日 販売価格：55 円（うち寄附金 5 円）

※寄附金の一部（12,000 千円）が栄村に配分

## 5 今後の取組

栄村の自主性と将来ビジョンを尊重しつつ、復興・再建に向けた支援を積極的に行っていきます。

《栄村関連事業一覧》

(単位:千円)

分野	項目	事業内容等	平成23年度補正額					平成24年度	備考
			6月	9月	11月	2月(案)	合計	当初(案)	
(1) 住まい	③	被災者生活再建支援基金への拠出金(※東日本大震災対応含む)		1,450,916			1,450,916		
	③	災害救助法の応急救助(地震対応分)		174,329			174,329		
	③	災害廃棄物処理促進事業				69,345	69,345		
	③	災害復興住宅建設事業	1,328				1,328	1,826	
	③	災害救助法の応急救助(豪雪対応分)				22,314	22,314		
(2) ライフライン	②	農業集落排水事業【補助公共事業】	64,800			△ 26,888	37,912		H24.2月(案) 事業費確定による減額
(3) 生活資金	①	災害見舞金	75,000			△ 22,500	52,500		H24.2月(案) 事業費確定による減額
	①	災害援護資金貸付金	4,200	3,400		△ 200	7,400		H24.2月(案) 事業費確定による減額
	①	災害弔慰金(地震対応分)		7,500			7,500		
	①	災害弔慰金(豪雪対応分)				3,750	3,750		
(4) 雇用	①	雇用創出関係基金事業(※東日本大震災対応含む)	1,176,708				1,176,708	76,230	
(5) 保健・福祉	④	高齢者等被災者サポート事業	50,000				50,000	50,000	
	⑤	高齢者総合福祉センター、特別養護老人ホーム災害復旧事業	95,338				95,338		
	⑥	北信保育園災害復旧事業	19,624				19,624		
(6) 生活安全	①	堺駐在所、水内駐在所復旧事業	11,971			△ 9,204	2,767		H24.2月(案) 事業費確定による減額
(7) 教育	②	緊急スクールカウンセラー等派遣事業(※東日本大震災対応含む)	3,477				3,477	1,490	
	⑤	被災児童生徒就学等支援事業(※東日本大震災対応含む)	39,639			△ 9,067	30,572	17,726	H24.2月(案) 事業費確定による減額
(8) 産業	①	東日本大震災復興支援資金 (※融資目標額)					0		※融資目標額 H23 20,000,000千円 H24 10,000,000千円
	②	被災した村有堆肥製造施設の復旧	10,100				10,100		
	②	被災した共同利用畜舎等の復旧	70,162			△ 38,205	31,957		H24.2月(案) 事業費確定による減額
	②	被災した水田農業関連施設の復旧		2,199			2,199		
	②	被災した農業用機械施設の復旧		14,369			14,369		
	②	被災した農業用水路等の復旧		8,806			8,806		
	②	被災した農林産物処理加工施設の復旧			4,320	△ 700	3,620		H24.2月(案) 事業費確定による減額
	②	きのご農家の経営再建に対する助成			51,118	△ 3,763	47,355		H24.2月(案) 事業費確定による減額
	②	農作物等災害緊急対策事業(そば、野菜の種苗購入助成)	793				793		
	③	農地・農業用施設の復旧【災害復旧事業】(※栄村ほか被災市町村分含む)	1,238,982			△ 341,899	897,083	694,283	H24.2月(案) 事業費確定による減額
	③	農業用施設の小規模災害復旧助成【県単独公共事業】	9,720				9,720	6,500	
	⑤	村営住宅建設等において地域材利用推進のため製材保管庫及びモルダール等の整備に対して助成			10,000		10,000		
	⑨	震災対応特別観光プロモーション事業(※東日本大震災対応含む)	60,263				60,263		
(9) インフラ等	③	被災信号機等復旧事業【施設災害復旧事業】	11,534			△ 723	10,811		H24.2月(案) 事業費確定による減額
		【補助公共事業】④⑥⑦	1,286,027			6,112	1,292,139	536,433	
		急傾斜地崩壊対策、中条川土石流対策など(建設部)	431,410			6,112	437,522	229,300	
		中条川土石流対策、地すべり等土砂災害対策等(林務部)	854,617				854,617	301,350	
		かんがい排水事業等(農政部)						5,783	
		【県単独公共事業】①②④⑥⑦	860,390			0	860,390	222,000	
		被災した(国)117号等の復旧・補修、砂防事業等(建設部) (※栄村ほか被災市町村分含む)	830,390				830,390	222,000	
		地すべり等土砂災害対策等(林務部)	30,000				30,000		
		【災害復旧事業】⑨(※栄村ほか被災市町村分含む)	2,372,021			0	2,372,021	408,396	
		公共土木施設災害復旧費(国庫補助)(建設部)	2,372,021				2,372,021	408,396	
(10) 財政負担の軽減	①	「長野県栄村復興基金」の創設			1,000,000		1,000,000		
合計			7,462,077	1,661,519	1,065,438	△ 351,628	9,837,406	2,014,884	

※補助公共・県単独公共・災害復旧事業の平成24年度当初予算額(案)は、栄村の村内で実施する関連事業費全体を計上

# 復興支援メニューの概要

平成23年	4月15日	策 定
平成23年	5月 9日	1次改訂
平成23年	5月25日	2次改訂
平成23年	6月17日	3次改訂
平成23年	9月20日	4次改訂
平成23年	11月24日	5次改訂
平成24年	2月23日	今回改訂



## 目 次

### (1) 「住まい」に関する支援の内容

① 総合相談の実施	1
② 応急仮設住宅の建設	1
県及び市町村等の公営住宅や長野県職員宿舎の提供	1
③ 災害救助法に基づく応急修理	2
被災者生活再建支援制度	2
村が実施した応急救助費用に対する支援	2
個人住宅の修復・再建に当たっての個人負担軽減	2
災害救助法に基づく要援護者世帯の除雪	2
災害廃棄物の処理に対する支援	3
④ 村営住宅の建設	3

### (2) 「ライフライン」に関する支援の内容

① 水道施設の復旧	3
② 生活排水処理施設の復旧	3

### (3) 「生活資金」に関する支援の内容

① 義援金	4
災害見舞金（県単）	4
災害援護資金の貸付	4
災害弔慰金補助金	4
生活福祉資金の貸付	4
② 生活保護費等の支給	5
③ 県税の減免	5
県税の申告等の期限の延長・徴収猶予	5
④ 税制改正に係る特例措置	5
⑤ 県営水道料金の減免	6

### (4) 「雇用」に関する支援の内容

① 雇用基金の活用による雇用確保	6
② ハローワークと連携した就労支援	6
③ 職業訓練の受講支援	7

### (5) 「保健・福祉」に関する支援の内容

① 健康相談	7
② こころの健康相談	7
③ 児童のこころのケア	8
④ 高齢者等への生活支援	8
⑤ 高齢者等支え合い拠点施設整備への支援	8
⑥ 高齢福祉施設の災害復旧	8
⑦ 保育所施設の災害復旧	8

(6) 「生活安全」に関する支援の内容

- ① 堺駐在所、水内駐在所の早期復旧 . . . . . 9
- ② 安全・安心パトロール、震災に便乗した悪質行為の取り締まり . . . 9
- ③ 運転免許証等の再交付手続き . . . . . 9

(7) 「教育」に関する支援の内容

- ① 栄小中学校の早期復旧への支援 . . . . . 10
- ② スクールカウンセラーによる被災児童・生徒の心のケア . . . . . 10
- ③ 社会教育施設の早期復旧への支援 . . . . . 10
- ④ 被災した文化財に対する支援 . . . . . 10
- ⑤ 被災した児童・生徒等への就学等支援 . . . . . 11

(8) 「産業」に関する支援の内容

- ① 事業再開に向けた運転資金等の融資 . . . . . 12
- ⑥ 駅前商店街の再興に向けた支援 . . . . . 12
- ② 経営継続への支援 . . . . . 13
- 農林産物の販売支援 . . . . . 13
- ③ 農業用施設の被災状況調査、早期復旧支援 . . . . . 13
- ④ 林道施設の早期復旧 . . . . . 14
- ⑤ 復興に必要な木材・木質資材の確保支援 . . . . . 14
- ⑦ 営業再開に向けた支援 . . . . . 14
- ⑧ 村とのタイアップによる積極的な誘客活動 . . . . . 15
- ⑨ 夏の大型観光プロモーションや誘客キャラバン隊の派遣 . . . . . 15

(9) 「インフラ等」に関する支援の内容

- ① 幹線道路である国道 117 号ほか 4 路線の早期復旧 . . . . . 15
- ② 県道長瀬横倉（停）線ほか 4 路線の早期復旧 . . . . . 15
- ③ 道路標識等の交通安全施設の早期復旧 . . . . . 15
- ④ 急傾斜地崩壊危険区域の被災斜面の早期復旧 . . . . . 16
- ⑤ JR 飯山線の早期復旧と沿線住民の交通手段の確保を JR に要望 . . 16
- ⑥ 土石流対策の早期推進 . . . . . 16
- ⑦ 地すべり等土砂災害対策の推進 . . . . . 17
- ⑧ 道路、橋梁、河川等の土木施設災害復旧工事の実施 . . . . . 17

(10) 「村の財政負担」に関する支援内容

- ① 「長野県栄村復興基金」の創設 . . . . . 17
- ② 東日本大震災復興特別区域法関連 . . . . . 17
- ③ 地方交付税の繰上げ交付等 . . . . . 17
- ④ 村の実施事業について、有利な補助制度や起債の活用を助言 . . . 18
- ⑤ 東日本大震災復興宝くじの発売 . . . . . 18
- ⑥ 寄附金付切手・葉書の販売 . . . . . 18



(1)「住まい」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 総合相談の実施	<p>○支援の概要  <b>住宅の再建に向けた被災者の相談に応じています。</b></p> <p>○実施時期            随時</p> <p>○設置場所  <b>栄村役場、長野県庁住宅課</b></p> <p>○相談内容            公営住宅等への入居、各種助成制度、家屋修繕等に係る技術的な相談など</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】              県庁建設部住宅課 TEL:026-235-7339</p> </div>	建設部 (住宅課)
② 応急仮設住宅の建設	<p>○支援の概要            当面の住まい確保のため応急仮設住宅の早期建設</p> <p>○実施時期(H23)            4月14日着工分 ⇒ 北野天満温泉5戸は5月13日竣工 ⇒ 5月14日から順次入居            栄村農村広場35戸は5月27日竣工 ⇒ 5月29日から順次入居            5月16日着工分 ⇒ 6月17日竣工 ⇒ 6月18日から順次入居  <b>※上記、いずれも入居完了済み</b></p> <p>○入居条件  <b>全壊等の被害を受けた被災者、家賃は無料</b></p> <p>○個所名、個所数  <b>■建設戸数等</b>            ・当初建設分 40戸(1DK:7戸、2DK:24戸、3K:9戸)            栄村農村広場35戸、北野天満温泉5戸            ・追加建設分 15戸(1DK:10戸、2DK:5戸) 栄村農村広場</p> <p>○設置にあたって配慮した点            ・設置場所、形態等については、地域コミュニティが保てるよう配慮            ・高齢者の入居が見込まれるため、バリアフリー等の配慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】              県庁建設部建築指導課 TEL:026-235-7331</p> </div>	建設部 (建築指導課)
② 県及び市町村等の公営住宅や県職員宿舎の提供	<p>○支援の概要            住宅の確保に困窮する被災者に対して、<b>当面の住まい確保のため、「県営住宅」、「市町村営住宅」、「県職員宿舎」等を提供</b></p> <p>○実施時期            平成23年3月18日から随時受付中</p> <p>○入居条件            ・<b>貸付料は無料</b> ・<b>貸付期間は原則として1～2年</b> ・<b>駐車場は1戸に1台</b>            ・<b>村長が発行した「り災証明書」の提出が必要</b>            ・照明器具、ガステーブル等については入居者が設置            ・電気・ガス・水道・共益費等については入居者が負担</p> <p>○入居戸数 10戸 (H24.2.23現在)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】              県庁建設部住宅課 TEL:026-235-7337</p> </div>	総務部 (職員課)  建設部 (住宅課)  教育委員会 (保健厚生課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局	
③ 災害救助法に基づく応急修理	○支援の概要 <b>村が半壊等の住宅を応急的に修理する場合、1世帯上限52万円を県が負担</b> ○県負担額 <b>上限1世帯当たり52万円</b> ○申請先 <table border="1" data-bbox="515 387 1329 454"> <tr> <td>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</td> </tr> </table> 栄村役場	【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184	危機管理部 (危機管理 防災課)
【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184			
③ 被災者生活再 建支援制度 ( <u>詳細は別紙            1参照</u> )	○支援の概要 住宅が全壊等した方などを対象に <b>住宅、生活再建を支援するため支援金を支給</b> ※被災者生活再建支援基金への拠出金(東日本大震災分含む) <b>【9月補正予算額 1,450,916千円】</b> ○支援金の概要 <b>■支援金には「基礎額」と「加算額」があります(最高300万円)</b> ・基礎額…全壊100万円、大規模半壊50万円(倒壊防止等のためやむを得ず解体の 場合は100万円)(災害のあった日から19ヶ月以内に申請要) ・加算額…建設・購入は200万円、補修は100万円、賃借は50万円 (災害のあった日から37ヶ月以内に申請要) ※単身世帯は上記金額の4分の3 ○申請先 <table border="1" data-bbox="515 925 1329 992"> <tr> <td>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</td> </tr> </table> 栄村役場	【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184	
【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184			
③ 村が実施した 応急救助費用 に対する支援	○支援の概要 <b>■長野県北部地震災害救助費 【9月補正予算額 174,329千円】</b> 村が実施した、避難所設置、民間賃貸住宅の借り上げ、住宅の応急修理等の 応急救助の費用について県が負担(国1/2、県1/2) <table border="1" data-bbox="579 1182 1313 1249"> <tr> <td>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</td> </tr> </table>	【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184	
【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184			
③ 個人住宅の修 復・再建に当た った個人負担 の軽減 ( <u>詳細は別紙            1参照</u> )	○支援の概要 住宅の再建に向けた、住宅金融支援機構等から住宅の建設、購入の借入れを 行った場合、県が利子の一部を補助 <b>【6月補正予算額 1,328千円】</b> <b>【H24当初予算額(案) 1,826千円】</b> ○実施時期 ・災害復興住宅融資には、村の「り災証明」が必要 ・ <b>年利1.0%(※)を超える金利負担の10年分を県が補助</b> ※村外に建設する場合は1.5% (ただし、住宅金融支援機構の利率を上限とします) ○補助金額・補助件数 補助金額は、それぞれの融資金額により異なる また、補助件数、「り災証明」等の内容により異なる <table border="1" data-bbox="419 1704 1313 1771"> <tr> <td>【お問い合わせ先】 県庁建設部住宅課 TEL:026-235-7339</td> </tr> </table>	【お問い合わせ先】 県庁建設部住宅課 TEL:026-235-7339	建設部 (住宅課)
【お問い合わせ先】 県庁建設部住宅課 TEL:026-235-7339			
③ 災害救助法に 基づく要援護者 世帯の除雪	○支援の概要 <b>村が要援護者世帯の屋根の雪下ろし等を行う場合、その費用を県が負担</b> <b>【2月補正予算額(案) 22,314千円】</b> ○県負担額 <b>村負担の全額</b> ○相談先 <table border="1" data-bbox="547 1977 1329 2045"> <tr> <td>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</td> </tr> </table> 栄村役場	【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184	
【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184			

支援項目	復興支援の内容	所管部局
③ 災害廃棄物の処理に対する支援	<p>○支援の概要</p> <p><b>【2月補正予算額(案) 69,345千円】</b></p> <p>■被災建物の解体に係る費用への支援</p> <p>栄村が実施する被災建物(り災証明により半壊以上とされた建物)の解体費用について国の財政支援を活用(災害等廃棄物処理事業費国庫補助金のほか、グリーンニューディール基金を活用した災害廃棄物処理促進事業補助金の支援により村の負担額を解消:2月補正により対応)</p> <p>■災害廃棄物処理に係る費用への支援</p> <p>災害による倒壊家屋、倒木、住宅内の被災物品などの廃棄物の収集、運搬、処分について、村で実施する災害等廃棄物処理事業に係る費用について、国の財政支援を活用(災害等廃棄物処理事業費国庫補助金のほか、グリーンニューディール基金を活用した災害廃棄物処理促進事業補助金の支援により村の負担額を解消:2月補正により対応)</p> <p>○進捗状況</p> <p>補助対象解体家屋322棟のうち、304棟の解体、収集、運搬、処分完了(H24.1.31現在)</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁環境部廃棄物対策課 TEL:026-235-7187</p>	環境部 (廃棄物対策課)
④ 村営住宅の建設	<p>○支援の概要</p> <p>住宅確保が困難な住民の意向や集落のコミュニティ維持、高齢者の状況等を踏まえ、村営住宅の建設・設置について、村、県、建築及び木材関係団体による「村営住宅整備検討会」を設置し、補助制度の活用、建設規模や立地条件、技術的支援などを行っています。</p> <p>■震災復興に伴う村営住宅整備検討会の設置(平成23年7月14日設置)</p> <p>村、県、建築及び木材の関係団体による検討会で村営住宅の整備について検討平成23年11月1日には「村営住宅設置方針」を村へ提案。村は住民の意見を聞きながら2月末を目途に「村営住宅整備計画」を策定し、平成24年秋までに完成を目指す。</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁建設部住宅課 TEL:026-235-7340</p>	建設部 (住宅課)

## (2)「ライフライン」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 水道施設の復旧	<p>○支援の概要</p> <p>平成23年4月15日 村による応急工事により仮復旧完了(全戸給水可能)</p> <p>10月11日~14日 災害復旧事業実施のための詳細調査</p> <p>11月24日~25日 //</p> <p>本復旧工事が必要な水道施設 4件</p> <p><b>本復旧完了3件(残り1件は、平成24年5月完了予定)</b></p> <p>【お問い合わせ先】 県庁環境部水大気環境課 TEL:026-235-7168</p>	環境部 (水大気環境課)
② 生活排水処理施設の復旧	<p>○支援の概要</p> <p>■農業集落排水施設の復旧支援【2月現計予算額(案) 37,912千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年3月14日~29日 被害状況調査</li> <li>4月 6日~12日 災害復旧事業実施のための詳細調査</li> <li>4月13日~20日 応急工事の実施</li> <li>7月19日 災害査定</li> <li>8月1日~12月19日(完了) 本復旧工事</li> </ul> <p>○対象</p> <p>村が農業集落排水事業(H9~13)で整備した農業集落排水施設管路</p> <p>■浄化槽の復旧支援</p> <p>平成23年3月21日~ 被害状況調査(当面の使用の可否を判断)</p> <p>4月 4日~5月11日 災害復旧事業実施のための詳細調査実施</p> <p><b>・平成23年度復旧完了 31件(24年度、住宅復旧に合わせ約10件復旧予定)</b></p> <p>○支援対象</p> <p>村が管理している浄化槽</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁環境部生活排水課 TEL:026-235-7299</p>	環境部 (生活排水課)

(3)「生活資金」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 義援金	<p>○支援の概要 日本赤十字社等に寄せられた義援金を長野県配分委員会を通じて村へ配分し、被災程度により、<b>村から被災世帯へ配分</b> (1次分として、全壊:35万円/戸 半壊:18万円/戸)</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</p>	危機管理部 (危機管理 防災課)
① 災害見舞金 (県単)	<p>○支援の概要 被災者生活再建制度((1)③)の対象とならない半壊世帯を対象に、<b>1世帯当たり50万円の災害見舞金を支給</b> 【2月現計予算額(案) 52,500千円】</p> <p>○手続き等 村の作成する書類により、県が決定し、地方事務所が直接被災者へ支給</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</p>	
① 災害援護資金	<p>○支援の概要 村が、被災者に当面の<b>生活資金を貸し付ける場合に、その資金を県が貸付</b></p> <p>○災害援護資金制度【2月現計予算額(案) 7,400千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■一定所得額以下の世帯について、村が住宅の被害程度に応じて、最高350万円までを貸付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊 限度額250万円(全体滅失350万円)</li> <li>・大規模半壊または半壊 限度額170万円</li> </ul> </li> </ul> <p>○利子等 基本的に無利子</p> <p>○申請先 栄村役場</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</p>	危機管理部 (危機管理 防災課)
① 災害弔慰金	<p>○支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■災害弔慰金補助金 【9月補正予算額 7,500千円】《地震対応分》 【2月補正予算額 3,750千円】《豪雪対応分》</li> </ul> <p>村が災害で亡なられた被災者の遺族の方へ、生計維持者については500万円、非生計維持者へは250万円を支給。費用の2/3を県が補助する</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</p>	
① 生活福祉資金の貸付け	<p>○支援の概要 被災者に対する特例措置として、緊急に小口資金の貸付けを行う</p> <p>○実施時期 平成23年3月22日から継続中</p> <p>○貸付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄村に住所を有する世帯</li> <li>・貸付限度額10万円以内 (世帯員に要介護者がいる、世帯員が4人以上いる等20万円以内)</li> <li>・貸付利子:無利子</li> <li>・据置期間:1年以内</li> <li>・償還期限:据置期間経過後2年以内</li> </ul> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 栄村社会福祉協議会(栄村高齢者総合福祉センター2階) TEL:0269-87-3020</p>	健康福祉部 (地域福祉課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
② 生活保護費等の支給	<p>○支援の概要 生活に必要な収入が得られない場合、最低限度の生活を保障するための生活保護費を支給</p> <p>○対象世帯 世帯収入と厚生労働大臣が定める基準によって算出した最低生活費を比較して、その世帯の収入だけでは最低生活費に満たない世帯</p> <p>○その他の扶助 保護開始時において必要と認められる範囲で、布団、被服、家具什器などを一時扶助として支給</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 長野県北信福祉事務所 TEL:0269-62-3943</p> </div>	健康福祉部 (地域福祉課)
③ 県税の減免  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>詳細は別紙2参照</p> <p>また「④税制改正による特例措置」が適用されますので、ご相談ください。</p> </div>	<p>○支援の概要 <b>下記の県税について減免</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税:被災により自動車が使用できなくなったとき など</li> <li>・自動車取得税:使用できなくなった自動車の代替自動車を取得したとき など</li> <li>・個人事業税:災害による事業用資産の損害金額が被災者の事業用資産の1/2以上である場合 など</li> <li>・不動産取得税:災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして滅失又は損壊した日から3年以内に不動産を取得したとき など</li> </ul> <p>○申請に必要な書類 減免申請書、り災証明書ほか (税目や被害の状況により、必要書類が異なります。詳しくは下記窓口へお問い合わせください)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 長野県北信地方事務所税務課 TEL:0269-23-0204</p> </div>	総務部 (税務課)
③ 県税の申告等の期限の延長・徴収猶予	<p>○支援の概要 納税者からの申請に基づき、<b>被災の状況に応じて、県税の申告等の期限の延長や、徴収を猶予する</b></p> <p>○申請時期 状況が落ち着いたところで、申請の手続きをお願いします</p> <p>○申請に必要な書類 期限延長申請書または徴収猶予申請書、り災証明書ほか (被害の状況により、必要書類が異なります。詳しくは下記へお問い合わせください)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 長野県北信地方事務所税務課 TEL:0269-23-0204</p> </div>	
④ 税制改正に係る特例措置	<p><b>被災者を支援するために設けられた税制上の特例措置は、長野県北部地震で被害を受けた方々についても適用されます。</b></p> <p>【例】・住宅や家財等の損失に係る所得税の雑損控除の特例措置 (平成22年分の所得での適用が可能。繰越し可能期間を3年から5年に拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により被災した家屋に代わる家屋を取得した場合の不動産取得税・固定資産税の特例措置</li> <li>・災害により損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車取得税・自動車税の非課税措置 等</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 国税関係(所得税・登録免許税等) 信濃中野税務署 電話0269-22-3151(自動音声でご案内します) 県税関係(不動産取得税、自動車取得税) 県庁税務課 電話026-235-7046(直通) 市町村税関係(固定資産税・軽自動車税) 栄村役場会計税務課 電話0269-87-3111(内線104)</p> </div>	

支援項目	復興支援の内容	所管部局
⑤ 県営水道料金の減免	<p>○支援の概要  <u>県営水道給水区域(長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町)の県営住宅等に居住する被災者の水道料金を全額免除</u></p> <p>○対象者          ・貸付料無料とする県営住宅や<u>長野市、上田市、千曲市の市営住宅等</u>に居住する方          ・県との協定により媒介手数料を無報酬とした民間住宅に居住する方  <b>・県が借上げた民間賃貸住宅に居住する方</b></p> <p>○期間 <b>入居日から1年間(その後1年間の延長可)</b></p> <p>○申請に必要な書類          県営水道料金減免申請書(県営水道料金減免延長申請書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】              長野県企業局水道事業係 TEL:026-235-7381</p> </div>	企業局 (水道事業係)

#### (4)「雇用」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
<p>① 雇用基金の活用による雇用確保</p> <p>② ハローワークと連携した就労支援</p>	<p>○支援の概要  <b>緊急雇用創出基金を活用し被災した求職者等の支援</b>  <u>【6月補正予算額 1,216,971千円 ※東日本大震災対応事業含む】</u>  <b>【H24当初予算額(案) 1,433,760千円 ※東日本大震災対応事業含む】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県及び栄村(近隣市町村を含む)において本年度計画済みの基金事業のうち、これから失業者を募集する事業について、<b>村内で被災した求職者を優先採用</b>するなどの配慮を行う</li> <li>■ 震災に伴う緊急雇用創出事業の<b>拡充</b>により追加された「震災対応事業」※について、県及び栄村(近隣市町村を含む)における事業化を行い、<b>村内の被災者を雇用する</b></li> <li>■ 緊急雇用創出事業に追加された生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業により、<b>村内において、村内の若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる雇用機会を創出する</b></li> <li>■ 雇用者の募集に当たっては、ハローワークと連携して求人・求職情報の共有と情報提供等を行う</li> </ul> <p>&lt;基金活用による事業例&gt;          ○栄村による臨時職員の直接雇用 ○避難所・仮設住宅の運営、清掃、生活相談 ○被災した高齢者の自宅等の片づけ支援 ○被災した高齢者の自宅等の片づけ支援 ○災害廃棄物の分別や搬入管理 ○地域の安全パトロール</p> <p>※ <b>震災に伴う緊急雇用創出事業の拡充の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「震災等緊急雇用対応事業」を追加し、被災した求職者に対する雇用・就業機会を創出・提供する事業を行う</li> <li>○「震災等緊急雇用対応事業」について、次のとおり要件が緩和された             <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃等の単純労務作業も対象となった</li> <li>・自治体の臨時職員としての雇用が可能となった</li> <li>・被災者の雇用期間が最長平成25年度末まで可能となった</li> <li>・既に基金事業で通算1年雇用された被災者の再度の雇用が可能となった</li> </ul> </li> <li>○対象となる失業者              災害救助法適用地域(栄村)に所在する事業所の離職者又は当該地域(栄村)に居住していた求職者</li> <li>○<b>「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」を追加し、被災地の雇用の復興を推進するため、村内において、被災した求職者のうち、若者・女性・高齢者・障害者の活用など雇用面でモデル性のある事業を平成27年度末まで実施できる</b></li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】              県庁商工労働部労働雇用課 TEL:026-235-7201</p> </div>	商工労働部 (労働雇用課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 雇用基金の活用による雇用確保 ② ハローワークと連携した就労支援	<p>＜農業分野での雇用確保＞</p> <p>○支援の概要 緊急雇用創出基金(震災対応分野)を活用し、県が県内の農業法人等に、<b>被災者に対する農業への就業機会の提供</b>を委託し、雇用者の賃金等を助成(短期雇用者20名)</p> <p>○実施時期 雇用期間は、当面、平成24年3月31日まで</p> <p>○助成額 農業法人等が支払う賃金のうち、雇用者一人当たり月額13万円と雇用・労災保険料及び住宅費2万7千円を上限に助成</p> <p>○雇用者の募集 ハローワーク又は(社)長野県農業担い手育成基金の求人情報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】            県庁農村振興課 TEL:026-235-7243・7245            (社)長野県農業担い手育成基金 TEL:026-231-6222</p> </div>	農政部 (農村振興課)
③ 職業訓練の受講支援	<p>○支援の概要 被災を受けた求職者で職業訓練を希望する者に対して、ハローワークと連携し、民間活用委託訓練等の受講支援を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】            県庁商工労働部人材育成課 TEL:026-235-7199</p> </div>	商工労働部 (人材育成課)

(5)「保健・福祉」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 健康相談	<p>○支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話による村民からの健康相談を実施中</li> <li>・栄村からの要望により家庭訪問を実施</li> </ul> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談:毎週月～金曜日(祝日を除く)8:30～17:15</li> <li>・家庭訪問:随時(村との日程相談による)</li> </ul> <p>○実施場所(電話相談) 北信保健福祉事務所</p> <p>○実施者 北信保健福祉事務所の保健師</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】            北信保健福祉事務所健康づくり支援課 TEL:0269-62-6104</p> </div>	健康福祉部 (健康福祉政策課) (医療推進課)
② こころの健康相談	<p>○支援の概要 被災に伴い不安感や気分の落ち込み等が懸念されることから、被災者及びその家族を対象にした電話相談を実施中</p> <p>○実施時期 毎週月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15</p> <p>○実施場所 長野県精神保健福祉センター(長野市)内</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】            長野県精神保健福祉センター TEL:026-227-1810</p> </div>	健康福祉部 (健康長寿課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
③ 児童のこころのケア	<p>○支援の概要 被災した児童への心のケアが必要な場合に、児童相談所児童心理司等による相談等を実施中</p> <p>○実施時期 毎週月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15</p> <p>○実施場所 下記長野県中央児童相談所にご連絡ください。詳細につきましてご相談させていただきます。</p> <div data-bbox="392 461 1233 551" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 長野県中央児童相談所 TEL:026-238-8010</p> </div>	健康福祉部 (こども・家庭課)
④ 高齢者等への生活支援	<p>○支援の概要 暮らしの安心とコミュニティ機能の構築を図るため、応急仮設住宅地にサポート拠点施設を設置し、高齢者、障害者、児童等に対し実施する生活支援事業に助成します。 【6月補正予算額 50,000千円】 <b>【H24当初予算額(案) 50,000千円】</b></p> <p>○支援対象 ・農村広場の仮設住宅地に応急サポート拠点を設置するとともに運営費用を助成 ・応急サポート拠点や、村内の拠点で実施する生活支援事業を支援</p> <div data-bbox="392 882 1233 949" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 県庁健康福祉部健康長寿課介護支援室 TEL:026-235-7113</p> </div>	健康福祉部 (介護支援室)
⑤ 高齢者等支え合い拠点施設整備への支援	<p>○支援の概要 国の交付金により、「高齢者等支え合い拠点施設」を整備するにあたり、県は国、村との調整を行い、早期に整備できるよう支援</p> <p>○その他 現在、2施設について整備中</p> <div data-bbox="392 1173 1233 1240" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 県庁健康福祉部健康長寿課介護支援室 TEL:026-235-7113</p> </div>	
⑥ 高齢者福祉施設の災害復旧	<p>○支援の概要 復旧工事について、国の災害復旧事業の制度に基づき、県は国と村・事業者との調整を行い、早期に復旧できるよう支援 【6月補正予算額 95,338千円】</p> <p>○対象施設 ・高齢者総合福祉センター(防火扉、屋根融雪用配管の破損等) ・特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえ(給排水設備、浄化槽設備の破損等)</p> <p>○その他 <b>復旧工事は完了。現在、国へ補助交付申請中</b></p> <div data-bbox="392 1576 1233 1644" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 県庁健康福祉部健康長寿課介護支援室 TEL:026-235-7113</p> </div>	
⑦ 保育所施設の災害復旧	<p>○支援の概要 復旧工事について、国の災害復旧事業の制度に基づき、県は国と村との調整を行い、早期に復旧できるよう支援 【6月補正予算額 19,624千円】</p> <p>○対象施設 北信保育園(建物の壁、扉、受水槽、ボイラー、トイレの破損等)</p> <p>○その他 <b>復旧工事は完了。現在、国へ補助交付申請中</b></p> <div data-bbox="392 1957 1233 2024" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 県庁健康福祉部こども・家庭課 TEL:026-235-7098</p> </div>	健康福祉部 (こども・家庭課)



(6)「生活安全」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 堺駐在所、水内駐在所の早期復旧	<p>○支援の概要 地域安全センター(拠点施設)としての機能を確保するため、堺駐在所・水内駐在所の早期復旧 <b>【2月現計予算額(案) 2,767千円】</b></p> <p>○被災状況 ・堺駐在所～外内装亀裂、給排水管破損等 ・水内駐在所～埋設給排水管破損、舗装面亀裂等</p> <p>○実施状況 <b>平成24年2月2日復旧工事完了</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県警察本部地域課・会計課 TEL:026-233-0110</p> </div>	警察本部 (地域課) (会計課)
② 安全・安心パトロール、震災に便乗した悪質行為の取締り	<p>○支援の概要 被災者の生活をより安全・安心なものとするため、地域の再生の状況に応じて警察によるきめ細かな防犯対策を行うとともに、全国で震災に便乗した悪質商法、義援金名目の詐欺事件等が発生していることから、これらの犯罪に係る被害の拡大防止等を図る</p> <p>○取組み状況及び犯罪発生状況 ・被災直後から、避難住民に対する各種相談を受理するとともに、警察官やパトカー(青色パトカーを含む)による警戒、警ら活動や安全・安心パトロールを実施 ・平成23年4月6日には、長野中央署と本部振り込め詐欺対策室で被災者を装って義援金を騙し取った詐欺事件を検挙</p> <p>○その他 ・被災者の生活をより安全・安心なものとするため、今後も引き続き関係機関、団体等との連携を図り、地域の方々とともに、安全で安心して生活できる「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進 ・この他、震災の復旧・復興活動に便乗して違法行為が行われる恐れがあることから、警戒活動を強化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 県警察本部生活安全企画課 TEL:026-233-0110</p> </div>	警察本部 (生安企画課) (振り込め詐欺対策室) ほか
③ 運転免許証等の再交付手続き	<p>○支援の概要 「東北地方太平洋沖地震」の特定非常災害指定に伴い、下水内郡栄村をはじめとした特定地域に住居を有する運転免許証等の再交付手数料などについて、減免又は還付を行う。(平成24年3月31日申請分まで)【6月条例改正済み】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 ・運転免許証に関する詳細は、 <b>東北信運転免許センター TEL:026-292-2345</b> 又は、警察本部ホームページを参照してください。 ・猟銃の所持許可など、警察を窓口とする他の許認可についての詳細は、 <b>長野県警察本部 TEL:026-233-0110</b> ○生活安全企画課 (警備業、古物商、質屋、探偵業関係) ○少年課 (インターネット異性紹介事業関係) ○生活環境課 (銃砲・火薬類・風俗営業関係) ○交通規制課 (自動車保管場所)</p> </div>	警察本部 (東北信運転免許センター) (生安企画課) ほか

(7)「教育」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
<p>① 小・中学校の 早期復旧支援</p>	<p>○支援の概要 村が実施する小中学校の復旧工事について、災害復旧事業制度に基づき7月中旬に現地調査を行い、現在工事に着手している</p> <p>○対象施設 栄小学校、栄中学校(校舎使用可能)、教職員住宅</p> <p>○被害状況 ・校舎と体育館の壁面のひび割れ ・照明器具等の破損 ・プール配管の損傷</p> <p>○その他 ・事前調査を長野県建築士会の協力により実施済(3月15日)</p> <div data-bbox="395 607 1286 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 県教育委員会事務局義務教育課 TEL:026-235-7424</p> </div>	<p>教育委員会 (義務教育課)</p>
<p>② スクールカウンセラー等による被災児童・生徒の心のケア</p>	<p>○支援の概要 スクールカウンセラーが、支援対象校の児童生徒の震災ストレス等の状況を把握し、心のケアを行う また、福祉的支援が必要な場合は、保健師やスクールソーシャルワーカー等と連携して対応する</p> <p>【6月補正予算額 3,477千円 (※東日本大震災被災児童への支援を含む)】 【H24当初予算額(案) 1,490千円 (※東日本大震災被災児童への支援を含む)】</p> <p>○支援対象校 栄村内の小学校、栄中学校</p> <div data-bbox="384 1066 1267 1167" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 県教育委員会事務局教学指導課心の支援室 TEL:026-235-7436</p> </div>	<p>教育委員会 (心の支援室)</p>
<p>③ 社会教育施設の 早期復旧支援</p>	<p>○支援の概要 村が実施する社会教育施設の復旧工事について、災害復旧事業制度に基づき現在工事に着手しており、引き続き国との連絡調整など災害復旧業務の支援を行う</p> <p>○対象施設 栄村文化会館、栄村農村広場(多目的グラウンド)、旧東部小学校体育館</p> <p>○被害状況 ・移動客席、音響・舞台設備等の損壊、グラウンド法面崩壊、体育館天井等の損壊</p> <div data-bbox="389 1458 1272 1621" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 文化施設関係 企画部生活文化課 TEL:026-235-7442 体育施設関係 県教育委員会事務局 スポーツ課 TEL:026-235-7447</p> </div>	<p>企画部 (生活文化課) 教育委員会 (スポーツ課)</p>
<p>④ 被災した文化財 に対する支援</p>	<p>○支援の概要 被災した県宝「阿部家住宅」について、復旧工事に対する補助を行い、引き続き取組を支援(復旧工事は平成23年11月完了)</p> <p>○被害状況 土壁の剥落、一部建物基礎の沈下</p> <div data-bbox="384 1845 1278 1935" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 TEL:026-235-7441</p> </div>	<p>教育委員会 (文化財・生涯学習課)</p>

支援項目	復興支援の内容	所管部局
⑤ 被災した児童生徒等への就学等支援	<p>○支援の概要</p> <p>被災により経済的理由から就学等困難となった幼児、児童及び生徒の教育機会を確保するため、就学支援等を実施する</p> <p><b>【2月現計予算額(案) 30,572千円 (※東日本大震災被災児童等への支援を含む)】</b></p> <p><b>【H24当初予算額(案) 17,726千円 (※東日本大震災被災児童等への支援を含む)】</b></p> <p>○支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した幼稚園児に対する入園料及び保育料を減免した市町村に、その所要額を補助</li> <li>・被災した小中学生に対し、学用品費等を支給した市町村に、その所要額を補助</li> <li>・被災し、修学困難と認められる高校生に対し、奨学金を貸与</li> <li>・被災した私立学校の生徒等に対する授業料等を減免した学校設置者に、その所要額を補助</li> <li>・被災し、就学困難と認められる特別支援学校の児童等に対し、就学奨励費を支給</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【お問い合わせ先】</b></p> <p>私立学校関係</p> <p>総務部情報公開・私学課 TEL:026-235-7058</p> <p>幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校関係</p> <p>県教育委員会事務局義務教育課 TEL:026-235-7424</p> <p style="padding-left: 20px;">" 高校教育課 TEL:026-235-7428</p> <p style="padding-left: 20px;">" 特別支援教育課 TEL:026-235-7432</p> </div>	<p>総務部 (情報公開 ・私学課)</p> <p>教育委員会 (義務教育課) (高校教育課) (特別支援 教育課)</p>

(8)「産業」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
<p>① 事業再開に向けた運転資金等の融資</p> <p>⑥ 駅前商店街再に向けた支援</p>	<p>○支援の概要</p> <p><b>■経営健全化支援資金(災害対策)</b>            長野県北部等の地震により直接被害を受け、市町村のり災証明を受けた方に県制度資金(災害対策資金)の貸付利率を0.5%引き下げる(災害関係保証を利用できる方に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額 <b>【設備資金】3,000万円 【運転資金】3,000万円</b></li> <li>・貸付利率 <b>年1.3%</b></li> <li>・貸付期間 <b>【設備資金】10年以内(うち据置1年以内)、建物等12年以内(うち据置1年以内) 【運転資金】5年以内(うち据置1年以内)</b></li> <li>・信用保証料 県と市町村補助により<b>自己負担なし</b>(災害関係保証の利用)</li> <li>・取扱期間 平成23年3月28日から</li> </ul> <p><b>■経営健全化支援資金(特別経営安定対策)</b>            長野県北部等の地震の影響を受け、業況が悪化している方を県制度資金(特別経営安定対策資金)の貸し付け対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象者               <ul style="list-style-type: none"> <li>①最近3ヶ月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少している方</li> <li>②製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方</li> <li>③平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方 等</li> </ul> </li> <li>・貸付限度額 <b>【設備資金】3,000万円 【運転資金】5,000万円</b></li> <li>・貸付利率 <b>年1.8%</b></li> <li>・貸付期間 <b>【設備資金】9年以内(うち据置1年以内) 【運転資金】7年以内(うち据置1年以内)</b></li> <li>・信用保証料 県と市町村補助により0.44%以内 <b>セーフティネット保証利用の場合は、自己負担なし</b></li> <li>・取扱期間 <b>平成23年4月1日から</b></li> </ul> <p><b>■東日本大震災復興支援資金</b>  <b>【6月補正予算融資目標額 20,000,000千円、H24当初予算融資目標額 10,000,000千円】</b>            東日本大震災の影響を受け、事業活動に支障を来している方を対象に、県制度資金(東日本大震災復興支援資金)を創設する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象者               <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定被災区域内※で地震・津波により直接の被害を受け、市町村のり災証明を受けた者</li> <li>②特定被災区域内の中小企業者で、売上等が著しく減少(▲10%)した者</li> <li>③特定被災区域の事業者との取引関係により、売上等が著しく減少(▲10%)した者</li> <li>④今般の震災に起因して急激な取引の減少(キャンセル等)が発生したことにより、売上等が著しく減少(▲15%)した者</li> </ul> </li> <li>※特定被災区域:災害救助法が適用された市町村等(長野県内では栄村が該当)</li> <li>・貸付限度額 <b>【設備資金】3,000万円 【運転資金】5,000万円</b></li> <li>・貸付利率 <b>年1.5%</b></li> <li>・貸付期間 <b>【設備資金】10年以内(うち据置2年以内) 【運転資金】8年以内(うち据置2年以内)</b></li> <li>・信用保証料 県と市町村補助により<b>自己負担なし</b></li> <li>・取扱期間 <b>平成23年5月23日から平成24年3月31日まで</b></li> </ul> <p><b>■生鮮食料品(仮店舗)の営業が再開(H24.1.28)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】              県庁商工労働部経営支援課 TEL:026-235-7200</p> </div>	<p>商工労働部 (経営支援課)</p>

支援項目	復興支援の内容	所管部局								
② 経営継続への支援	<p>○支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年の作付けに支障がないよう支援</li> <li>・今後のきのこや畜産等の経営・栽培技術の相談、復旧に向けた無利子、実質無担保、無保証人による融資制度等の紹介</li> <li>・きのこや畜産などの生産施設の早期復旧を支援</li> <li>・被災した農地の補修等による経営再開のための支援</li> </ul> <p>【6月補正予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した村有堆肥製造施設の復旧 10,100千円</li> <li>・そば、野菜の種苗導入に対し補助 793千円</li> </ul> <p>【9月補正予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した水田農業関連施設の復旧 2,199千円</li> <li>・被災した農業用機械施設の復旧 14,369千円</li> <li>・被災した農業用水路等の復旧 8,806千円</li> </ul> <p>【2月現計予算額(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した共同利用畜舎等の復旧 31,957千円</li> <li>・被災した農林産物処理加工施設の復旧 3,620千円</li> <li>・きのこ農家の経営再建に対する助成 47,355千円</li> </ul> <p>○実施時期:被災者からの経営相談に随時対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">北信地方事務所農政課(補助事業関係)</td> <td style="text-align: right;">TEL:0269-23-0209</td> </tr> <tr> <td>北信農業改良普及センター(経営相談関係)</td> <td style="text-align: right;">TEL:0269-23-0221</td> </tr> <tr> <td>北信地方事務所林務課</td> <td style="text-align: right;">TEL:0269-23-0216</td> </tr> <tr> <td>県庁林務部信州の木振興課</td> <td style="text-align: right;">TEL:026-235-7274</td> </tr> </table> </div>	北信地方事務所農政課(補助事業関係)	TEL:0269-23-0209	北信農業改良普及センター(経営相談関係)	TEL:0269-23-0221	北信地方事務所林務課	TEL:0269-23-0216	県庁林務部信州の木振興課	TEL:026-235-7274	<p>農政部 (農業技術課) (園芸畜産課) (農村振興課)</p> <p>林務部 (信州の木振興課)</p>
北信地方事務所農政課(補助事業関係)	TEL:0269-23-0209									
北信農業改良普及センター(経営相談関係)	TEL:0269-23-0221									
北信地方事務所林務課	TEL:0269-23-0216									
県庁林務部信州の木振興課	TEL:026-235-7274									
② 農林産物の販売支援	<p>○支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村の農業者や農業者団体が、都市圏等で農林産物を販売する際に、県外事務所や県外観光情報センター、県農政部や観光部等が協力して一緒になって販売支援及び観光PRを行った</li> </ul> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時:平成23年6月18日(土),19日(日)</li> <li>・場所:「麻布十番農林産物祭」(東京都港区麻布十番商店街内『パティオ十番』広場)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】</p> <p>県庁農政部農業政策課農産物マーケティング室 TEL026-235-7217</p> </div>	<p>農政部 (農業政策課)</p>								
③ 農地、農業用施設の早期復旧支援	<p>○支援の概要</p> <p>地震により被害を受けた農地・農業用施設について、今年の作付けに支障がないよう早急に復旧するため、事業主体である村に対して、災害復旧業務の支援を行う</p> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の現地調査(平成23年4月20日～)</li> <li>・県職員を派遣し、雪解けとともに現地調査を行い、早急に対応方針を決定した ※積雪のため、高標高地の一部はH23.6月上旬の調査となった</li> <li>・応急対策の実施(H23.5月上旬～) 応急工事等により今年の作付けが可能になるよう対策を講じた</li> <li>・村の復旧工事の早期発注に向けた技術的支援(8月上旬～中旬) 県職員を派遣し、査定設計書の作成支援を行った</li> </ul> <p>○国庫補助のために必要な手続きの期限の延期</p> <p>積雪や余震により被害状況の把握に遅れが生じていたため、国庫補助のために必要な手続きの期限(地震後60日以内)の延期を国に求めた(H23.4月下旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>今般の豪雪をふまえた支援について国へ要請</u></li> <li>・農地・農業用施設の復旧(国庫補助)  <b>【2月現計予算額(案) 897,083千円 (※栄村ほか被災市町村分を含む)】</b>  <b>【H24当初予算額(案) 694,283千円 (※栄村ほか被災市町村分を含む)】</b> </li> <li>・国庫補助事業の対象とならない農業用施設の小規模災害復旧事業に対し補助  <b>【6月補正予算額 9,720千円 : H24当初予算額(案) 6,500千円】</b> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】</p> <p>県庁農政部農地整備課 TEL:026-235-7241</p> </div>	<p>農政部 (農地整備課)</p>								

支援項目	復興支援の内容	所管部局
④ 林道施設災害の復旧	<p>○支援の概要 地震により被害を受けた林道施設を早急に復旧し、従前の効用回復を図るため事業主体である村に対して、災害復旧業務の支援を行う</p> <p>○早期復旧に向けた国との調整 ・国による現地査定終了(平成23年8月4日～5日) 1路線5箇所 査定決定額 14,825千円(国決定通知平成23年8月17日)</p> <p><b>○全箇所(5箇所)着手済(平成23年9月26日契約)</b></p> <p>【参考】栄村における林道の整備状況：23路線、延長77,671m(21年度末現在の現況)</p> <div data-bbox="357 501 1329 591" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁林務部信州の木振興課 TEL:026-235-7274</p> </div>	林務部 (信州の木振興課)
⑤ 復興に必要な木材・木質資材の確保支援	<p>○支援の概要 地震被災者の住宅建設等復興に向け、必要が予想される県産材製品、土木用資材及び合板を安定供給するため、村、森林組合等が締結した協定に県が参加する</p> <p>・合板については平成23年4月26日に「長野県産認証合板確保のための覚書」を取り交し、合板10,000枚を森林組合へ供給済み</p> <p>・地域の協定を支援するとともに、県有林からも率先して木材を供給(大岡県有林から約600m<sup>3</sup>の原木を供給)</p> <p>・栄村、林業・木材産業関係団体、住宅関係(長野県建設部等)と情報を共有し、<b>村営住宅建築に必要な木材の安定確保に向け体制を支援</b></p> <p>・栄村からの依頼に基づく木材・木質資材の供給先である栄村森林組合と連携し、関係団体と協調のもと、上記取組みを進める(栄村森林組合は信州木材認証工場の取得を申請中)</p> <p><b>【2月現計予算額 20,000千円(うち11月補正予算額 10,000千円)】</b></p> <p><b>村営住宅の建設等において地域材利用を推進するため製材保管庫及びモルダー等の整備に対し助成</b></p> <div data-bbox="357 1189 1329 1263" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁林務部信州の木振興課県産材利用推進室 TEL:026-235-7266</p> </div>	林務部 (信州の木振興課県産材利用推進室)
⑦ 営業再開に向けた支援	<p>○支援の内容 長野県北部地震により被災した事業者の方が、営業再開のために再度許可等の申請・届出を必要とする場合に、長野県手数料徴収条例の規定に基づき免除する。</p> <p>○対象となる事業所 栄村内に所在する飲食店等食品営業施設、クリーニング所、理容所、美容所、旅館・ホテル、公衆浴場</p> <p>○免除となる要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「り災証明書」の発行を受けた事業所であること</li> <li>・施設が被災し、営業再開のための増改築により構造設備が著しく変更される場合の許可申請・届出であること</li> <li>・被災前と同一の申請者及び業種での営業再開であること</li> <li>・一時的に仮店舗を設置する場合は、2回まで適用可能であること</li> </ul> <p>○適用期間 平成24年3月11日までに許可申請・届出があったもの</p> <div data-bbox="336 1868 1326 1977" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁健康福祉部食品・生活衛生課 TEL:026-235-7153 北信保健福祉事務所食品・生活衛生課 TEL:0269-62-3106</p> </div>	健康福祉部 (食品・生活衛生課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
⑧ 村とのタイアップによる積極的な誘客活動 ⑨ 夏の大型観光プロモーションや誘客キャラバン隊の派遣	<p>○支援の概要 村が都市圏等で観光PRキャラバン等を実施する際に、県外観光情報センターや県観光部が協力して一緒になってPR活動を実施する</p> <p>○実施時期 随時実施</p> <p>■「信州を元気に がんばろう！日本『信州の観光元氣宣言』」誘客宣伝活動を実施</p> <p>■平成23年4月29日(金)、30日(土) (両日共10:00～16:00)JR長野駅自由通路において、信州の観光PRとともに、「栄村応援コーナー」を設置し、栄村の観光や製品のPRなどを実施</p> <p>■横浜開港祭へ栄村・野沢温泉村とともに出展(平成23年6月2日)</p> <p>■信州・長野県の物産と観光展(名古屋市 丸栄 平成23年6月3～8日)や各種イベント等で栄村の観光PRを実施</p> <p>◆震災等による出控えや風評被害に対応し、栄村を含む県全体の誘客を促進するため、夏の大型観光プロモーション、誘客キャラバン隊の派遣を実施</p> <p>【6月補正予算額 60,263千円】</p> <p>■「未知を歩こう。信州2011」観光キャンペーンPRイベント(平成23年8月30日JR新宿駅、31日JR上野駅)において、栄村の観光PRを実施</p> <p>■<b>栄村収穫祭にアルクマキャラバン隊が参加し、村と協力して観光PRを実施(平成23年10月16日)</b></p> <p>【お問い合わせ先】 県庁観光部観光振興課 TEL:026-235-7254</p>	観光部 (観光振興課)

### (9)「インフラ」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 県管理道路の応 ② 急措置及び早期復旧に向けた取り組み	<p>○支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通を確保するために応急工事を実施するとともに、本格復旧を行うために必要な調査・設計を行った</li> <li>大型車等の通行規制を早期に解除するため、本格復旧工事を先行実施済み</li> <li>その他復旧工事も促進</li> </ul> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災直後から緊急に調査点検を実施(雪解け後、全箇所調査点検完了)</li> <li>通行が不可能な箇所については、可能な限り通行が確保できるように応急仮工事を実施済み</li> <li>国道117号栄大橋、北沢橋など損傷が大きい箇所について、本格復旧工事を先行して実施済み</li> <li>県道長瀬横倉線は、スクールバスの運行が可能となるように応急工事、安全対策を平成23年4月12日までに実施済み。貝廻坂は4月30日通行止め解除</li> </ul> <p>○箇所等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道117号ほか4路線の早期復旧【県単独公共事業:6月補正予算額 211,500千円】</li> <li>国道117号(野沢温泉村～栄村)、県道長瀬横倉(停)線(長瀬～横倉)ほか3路線の舗装補修工事</li> </ul> <p>【県単独公共事業:6月補正予算額 535,000千円、<b>H24当初予算額(案) 5,000千円</b>】</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁建設部道路管理課 TEL:026-235-7301</p>	建設部 (道路管理課) (河川課)
③ 道路標識等の安全施設の早期復旧	<p>○支援の概要</p> <p>震災地域の道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図り、震災に起因する交通障害の防止を図るため、信号機や道路標識等の早期復旧</p> <p>○主な被災状況(国道117号、村道) <b>【2月現計予算額(案) 10,811千円】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通信号機 2基～信号柱の傾斜等</li> <li>道路標識 13基～柱の傾斜等</li> <li>道路表示 1箇所(6.6Km)～路面の陥没、亀裂等</li> </ul> <p>○実施状況</p> <p><b>平成23年12月15日復旧工事完了</b></p> <p>【お問い合わせ先】 県警察本部交通規制課・会計課 TEL:026-233-0110</p>	警察本部 (交通規制課) (会計課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
④ 急傾斜地崩壊危険区域の被災斜面の早期復旧	<p>○支援の概要</p> <p>≪平滝地区≫  震災地域について、今後の降雨、融雪等により、崩壊が拡大する恐れがあるため、伸縮計や警報装置を設置した。なお、がけ崩れが拡大しないようブルーシートなどの応急対策を実施  <b>恒久対策工事に着手済</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊対策事業 【6月補正予算額 117,200千円】</li> </ul> <p>≪志久見地区≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県単急傾斜地崩壊対策事業 【6月補正予算額 49,950千円】</li> </ul> <div data-bbox="379 533 1332 618" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】  県庁建設部砂防課 TEL:026-235-7315</p> </div>	建設部 (砂防課)
⑤ JR飯山線の早期復旧と沿線住民の交通手段の確保をJRに要望	<p>○支援の概要</p> <p>JR東日本長野支社に対し、JR飯山線の早期復旧と沿線住民の交通手段の確保を要望</p> <p>○要望時期及び対応状況</p> <p>平成23年3月14日 交通政策課長がJR東日本長野支社に要望  3月17日 JR東日本長野支社が、「戸狩野沢温泉－森宮野原」間で救済バスの運行開始  4月1日 交通政策課長がJR東日本長野支社に要望  4月29日 JR飯山線 運転再開</p> <div data-bbox="379 981 1332 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】  県庁企画部交通政策課 TEL:026-235-7015</p> </div>	企画部 (交通政策課)
⑥ 土石流対策の早期推進	<p>○支援の概要</p> <p>≪中条川≫  中条川上流流域内において山腹崩壊が発生し、河道内に大量の土砂が堆積しており、融雪や今後の降雨による土砂災害から、中条集落及び青倉集落、JR飯山線及び国道117号の公共施設を守るため、喫緊に必要な応急対策と治山谷止工、導流堤や砂防堰堤などの恒久対策工事を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■中上流部(林務部) 治山事業:【6月補正予算額 593,658千円】</li> <li>・応急対策(土石流センサー、応急導流堤の設置等) 平成23年3月19日着手、4月5日完了</li> <li>・平成23年3月26日住民説明会実施 ・4月19日災害対策検討委員会の設置</li> <li>5月16日河道内開削工事着手～<b>6月30日完了</b></li> <li>5月17日地質調査(ボーリング)着手～<b>6月30日完了</b></li> <li>7月5日埋塞部流路開削工事着手～<b>9月2日完了</b></li> <li>・恒久対策(平成23年度災害関連緊急治山事業)水路工、減勢工等  <b>6月～7月着工、3月竣工予定</b> 以降、随時住民、関係者に情報提供を行う</li> <li>■下流部(建設部) 砂防事業:【6月補正予算額 314,210千円】</li> <li>・恒久対策(平成23年度(補助)通常砂防事業)(<b>平成24年度完成予定</b>)</li> </ul> <p>≪大巻川≫ 県単砂防事業:【6月補正予算額 10,000千円】</p> <p>≪その他箇所(栄村ほか被災市町村含む)≫  県単砂防維持修繕事業:【6月補正予算額 4,500千円】</p> <div data-bbox="379 1877 1332 2007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】  県庁林務部森林づくり推進課 TEL:026-235-7271  県庁建設部砂防課 TEL:026-235-7315</p> </div>	林務部 (森林づくり推進課)  建設部 (砂防課)



支援項目	復興支援の内容	所管部局
⑦ 地すべり等土砂災害対策の推進	<p>○支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震で地盤が緩んだ山地災害危険箇所及び土砂災害危険箇所等の点検を実施する</li> <li>・斜面崩壊、地すべり等から村民の人命・財産を守るために必要な箇所において山腹工、地すべり防止工事等を実施する</li> </ul> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生箇所の復旧工事 H23.6月～7月着工、<b>12月竣工予定(林務部)</b></li> <li>・土砂災害危険箇所等の点検 平成23年5月10日及び16日に61箇所を点検済 このうち6箇所が斜面や道路にクラックが発見されたことから、地すべりの動きを監視するための観測を実施し、<b>変状がないことを確認して観測終了</b></li> <li>・引き続き、地すべり危険箇所に変状がないか経過観察</li> </ul> <p>【6月補正予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連緊急治山事業 260,959千円</li> <li>・県単治山事業 30,000千円</li> <li>・県単地すべり対策事業 14,040千円</li> <li>・県単地すべり維持修繕事業 5,400千円(※)</li> </ul> <p>(※栄村ほか被災市町村含む)</p> <p>【お問い合わせ先】</p> <p>県庁林務部森林づくり推進課 TEL:026-235-7271  県庁建設部砂防課 TEL:026-235-7315</p>	林務部 (森林づくり推進課)  建設部 (砂防課)
⑧ 道路・橋梁・河川等の土木施設災害復旧工事の実施	<p>○支援の概要</p> <p>上記の補助公共事業、県単独公共事業以外の長野県北部地震による被災市町村の土木施設を災害復旧事業により早期復旧を図る。</p> <p>【6月補正予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設災害復旧費(国庫補助) 2,372,021千円</li> </ul> <p>【H24当初予算額(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設災害復旧費(国庫補助) <b>408,396千円</b></li> </ul> <p>○実施時期 順次実施中</p> <p>○箇所名、箇所数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設災害復旧:82箇所(県工事分)</li> </ul> <p>【お問い合わせ先】</p> <p>県庁建設部河川課 TEL:026-235-7311</p>	建設部 (河川課)

### (10)「村の財政負担の軽減」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
①「長野県栄村復興基金」の創設	<p>○支援の概要</p> <p>栄村震災復興計画に基づく事業を支援する。 「長野県栄村復興基金」 10億円 【11月補正予算額】</p>	総務部 (市町村課) 関係部局
② 東日本大震災復興特別区域法関連	<p>○支援の概要</p> <p><b>東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に基づく復興交付金事業計画を村とともに策定する。</b></p> <p>《基幹事業》 <b>復興計画に基づく地域づくりに必要なハード事業(5省40事業)</b></p> <p>《効果促進事業》 <b>基幹事業と関連するハード・ソフト事業(基幹事業費の35%上限、補助率80%)</b></p>	
③ 地方交付税の繰上げ交付等	<p>○支援の概要</p> <p>■地方交付税の繰上げ交付 総務省は、長野県北部の地震により多大な被害を受けた栄村の資金繰りを円滑にするため、定例の交付時期に交付する地方交付税の一部を繰り上げて交付 平成23年4月4日 普通交付税124,000千円(6月分の3割) 6月8日 普通交付税 293,000千円(9月分の7割) 9月16日 普通交付税249,000千円(11月分の7割) <b>2月20日特別交付税3月分の一部(20,000千円)を繰上げ交付</b></p> <p>■特別交付税の拡充・特例交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国において算定対象経費の拡充(平成23年12月14日交付震災分 161,830千円)や災害に係る交付の前倒しを実施(平成23年9月20日交付(通常はH23.12月・H24.3月) 28,669千円)</li> <li>・国の第1次補正予算で1,200億円(H23.5.2成立)、第2次補正予算で4,573億円(H23.7.25成立)、第3次補正予算で1兆6,635億円(H23.11.21成立)を増額</li> </ul> <p>・<b>震災特別交付税の算定(H24.3月下旬交付予定)</b></p>	

支援項目	復興支援の内容	所管部局
④ 村実施事業について有利な補助制度、起債の活用助言	<p>○支援の概要</p> <p>震災の影響による復旧工事等の村への財政支援について、村と県の関係部局との連絡を密にし、有利な国庫補助制度の活用や起債の活用など都度助言</p> <p>※「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が平成23年5月2日に成立し、栄村についても対象となる。</p> <p>○主な村負担分の財政措置(次頁)</p>	<p>総務部 (市町村課) 関係部局</p>
⑤ 東日本大震災復興宝くじの発売	<p>○「東日本大震災復興宝くじ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発売期間 平成23年7月30日(土)～8月9日(火)</li> <li>・発売額 300億円</li> </ul> <p>※収益金の一部(10,178千円)が栄村に配分</p> <p>○「東日本大震災復興東京都宝くじ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発売期間 平成23年8月17日(水)～9月27日(火)の期間のうち5回発売</li> <li>・発売額 25億円</li> </ul> <p>※収益金の一部(1,178千円)が栄村に配分</p> <p>○「東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発売期間 平成24年2月14日(火)～3月14日(水)</li> <li>・発売額 660億円</li> </ul> <p>※収益金の一部(22,000千円)が栄村に配分される予定</p> <div data-bbox="416 1010 1310 1113" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】</p> <p>県庁総務部財政課 TEL:026-235-7040</p> <p>県庁総務部市町村課 TEL:026-235-7139</p> </div>	<p>総務部 (財政課) (市町村課)</p>
⑥ 寄附金付切手・葉書の販売	<p>○「寄附金付特殊切手」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発売期間 平成23年6月21日(火)～9月30日(金)</li> <li>・販売価格 100円(うち寄附金20円)</li> </ul> <p>○「寄附金付夏のおたより郵便葉書 かもめ～る」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発売期間 平成23年6月1日(水)～8月26日(金)</li> <li>・販売価格 55円(うち寄附金5円)</li> </ul> <p>※すべて完売した場合の売上総額 15億4000万円</p> <p>※寄附金の一部(12,000千円)が栄村に配分</p> <div data-bbox="416 1561 1310 1641" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】</p> <p>県庁総務部市町村課 TEL:026-235-7062</p> </div>	<p>総務部 (市町村課)</p>

○主な村負担分の財政措置

所管部局	項目名	財政支援	村負担分の財政措置(*)	備考
健康福祉部	老人福祉施設の災害復旧	栄村高齢者総合福祉センター 生活支援ハウス ・国1/2、県1/4、村1/4	震災復興特別交付税により措置	
		栄村高齢者総合福祉センター 老人デイサービスセンター ・国2/3、県1/6、村1/6	地方公営企業等災害復旧事業債 起債充当率100%	(財政援助法により補助率嵩上げ)
		栄村高齢者総合福祉センター 地域包括支援センター ・国2/3、県1/6、村1/6	震災復興特別交付税により措置	(財政援助法により補助率嵩上げ)
	特別養護老人ホーム フランセーズ悠さかえ ・国1/2、県1/4、村1/4			
	保育所の災害復旧	北信保育園 ・国1/2、県1/4、村1/4	震災復興特別交付税により措置	(激甚指定国庫補助率の嵩上げあり)
環境部	廃棄物の処理	災害廃棄物の処理費用に対する補助 ・国1/2、村1/2	震災復興特別交付税により措置	(財政援助法による補助率の嵩上げ及びびがれき処理特措法によるグリーンニューデール基金を活用した支援により地方負担解消)
	簡易水道の復旧	簡易水道施設の復旧に対する補助 ・国8/10～9/10、村2/10～1/10	震災復興特別交付税 77.5%(事業規模に応じた加算あり) 地方公営企業等災害復旧事業債 22.5% ※元利償還のための一般会計繰出額の50%を特別交付税措置 起債充当率100%	(財政援助法により補助率嵩上げ)
	市町村設置型の浄化槽復旧	1基当たりの被災額が40万円以上 ・国1/2、村1/2	震災復興特別交付税 85%(事業規模に応じた加算あり) 地方公営企業等災害復旧事業債 15% ※ 起債充当率100%	(財政援助法により補助率の嵩上げあり)
農政部	農地・農業用施設災害復旧事業	農地災害 ・国98.0%、 <b>村2.0%以内(3月頃決定見込)</b> 農業用施設災害 ・国99.8%、 <b>村0.2%以内(3月頃決定見込)</b>	震災復興特別交付税により措置	(1戸当たり事業費等に応じ国庫補助率の嵩上げあり。激甚指定の場合は、さらに補助率が嵩上げとなる)
農政部 環境部	農業集落排水施設の復旧	災害関連農村生活環境施設復旧事業 ・国50%、村50%	震災復興特別交付税85%(事業規模に応じた加算あり) 地方公営企業等災害復旧事業債 15% ※元利償還のための一般会計繰出額の50%を特別交付税措置 起債充当率100%	(対象地域に災害があり、一定規模の被害額で激甚指定の場合国庫補助率の嵩上げあり)
林務部	林道施設災害復旧事業	林道施設災害復旧事業 ・国50%・65%、村50%・35%	震災復興特別交付税により措置	(激甚指定国庫補助率の嵩上げあり)
教育委員会	公立学校施設災害復旧事業	栄村小中学校施設設備の復旧 ・国2/3、村1/3	震災復興特別交付税により措置	(激甚指定国庫補助率の嵩上げあり)
企画部 教育委員会	公立社会教育施設災害復旧事業	栄村社会教育施設設備の復旧 ・国2/3、村1/3	震災復興特別交付税により措置	(激甚指定の場合のみ)

\*「震災復興特別交付税」により、以下に掲げる地方負担額等の全額を措置する。

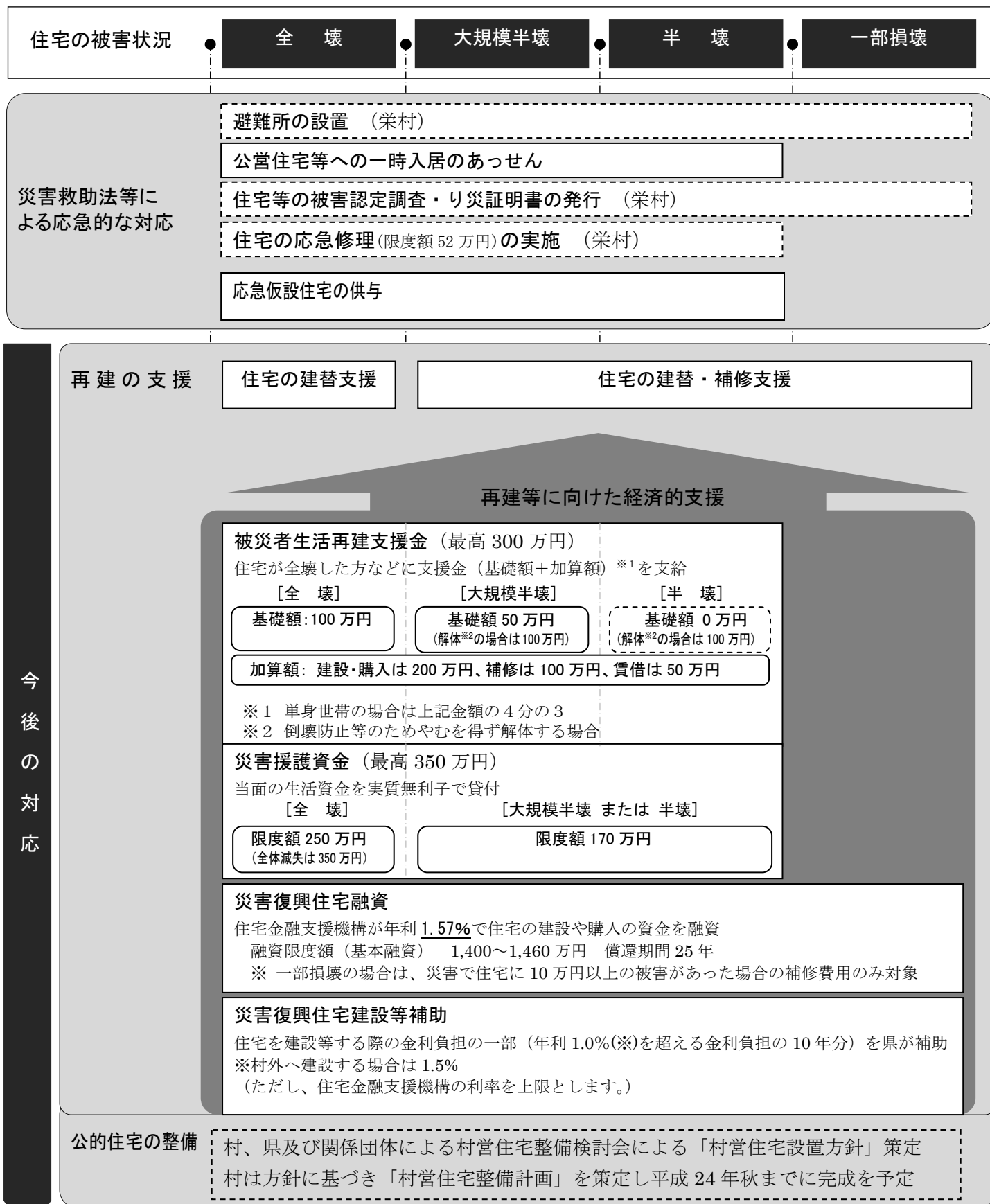
①平成23年度補正予算(第3号)により追加される地方負担額等

②平成23年度補正予算(第1号)及び補正予算(第2号)の歳出の追加に伴う地方負担額のうち、地方債を充当できることとしたもの(第1号により追加された「学校施設環境改善交付金事業」を除く)

③平成22年度及び平成23年度において東日本大震災に係る一般単独災害復旧事業債を充当しうる地方負担額等

## 栄村における住まいの再建等に向けた支援のフロー

栄村居住確保対策チーム



※ 地震発生直後に実施した「応急危険度判定」は、余震等による二次被害を防ぐため、応急に建物の危険度を判定したものであり、り災証明のために建物の被害の程度を判定する「被害認定調査」とは目的や内容が異なる。

## 県税の減免制度について

### 1 自動車税（「軽自動車税」は市町村にお問い合わせください。）

（ケース 1）

（ケース 2）

どんなとき	自動車が使用できなくなったとき(※)	自動車の修繕が必要なとき （「修繕費」が「災害直前の自動車の価額」の15%以上の場合に限ります。）
減免等の内容	使用できなくなった日の翌月以降の自動車税を月割で減額	自動車税について減免額は、 $= \text{平成23年度の自動車税} \times \frac{\text{修繕費}}{\text{災害直前の自動車の価額}}$ 注：減免額は、税額の50%が上限。
提出する書類	・被災事実を証明できる書類	・被災事実を証明できる書類 ・自動車修理業者の修繕費の見積書 ・修繕費に補填される保険金等の書類 ・災害直前の自動車の価額に関する書類
持参するもの	印鑑（認め印可）	
申請期限	速やかに申請してください。	「災害のやんだ日」から30日以内
その他	この申請をしなくても、自動車を抹消したときは、抹消した日の翌月以降の自動車税は自動的に月割で減額されます。	・「災害直前の自動車の価額」は帳簿価格又はこれに準じ県が定める額です。 ・修繕費に補填される保険金等がある場合は、修繕費から保険金等を控除します。

※ 平成23年3月12日に発生した長野県北部地震の場合、23年度の自動車税については、5月2日に納税通知書を送付いたしますが、災害により使用できなくなった場合は、課税を取り消すことができますので、5月31日までにお申し出ください。  
 なお、22年度の自動車税については減免の対象となりません。

### 2 自動車取得税

（ケース 1）

（ケース 2）

どんなとき	使用できなくなった自動車の代替自動車を取得したとき	車両登録日から1月以内に自動車が減失したとき
減免の内容	「災害のやんだ日」から3月以内に取得した自動車について、減免額は $= \text{被災自動車の被災直前の価額} \times \text{代替自動車に適用する税率}$	全額を減免
提出する書類	・被災事実を証明できる書類 ・自動車の抹消登録証明書（抹消登録ができない場合は、ご相談ください。）	
持参するもの	印鑑（認め印可）	
申請期限	代替自動車の車両登録日から30日以内	「災害のやんだ日」から30日以内

〈注意〉・被災事実を証明できる書類は、市町村長等の証明書。これらの証明書を受けることができない場合は、ご相談ください。  
 ・「災害のやんだ日」はお問い合わせください。

### 3 個人事業税

	(ケース1)	(ケース2)																
どんなとき	災害による事業用資産の損害金額が、被災者の事業用資産の価格の2分の1以上である場合。	災害による住宅等資産の損害金額が、被災者の当該資産の価格の2分の1以上である場合。																
減免の内容	<table border="0"> <tr> <td>(事業所得)</td> <td>(減免割合)</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>⇒ 全額</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下</td> <td>⇒ 10分の5</td> </tr> <tr> <td>750万円超1000万円以下</td> <td>⇒ 10分の3</td> </tr> </table>	(事業所得)	(減免割合)	500万円以下	⇒ 全額	500万円超750万円以下	⇒ 10分の5	750万円超1000万円以下	⇒ 10分の3	<table border="0"> <tr> <td>(合計所得金額)</td> <td>(減免割合)</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>⇒ 10分の5</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下</td> <td>⇒ 10分の2.5</td> </tr> <tr> <td>750万円超1000万円以下</td> <td>⇒ 10分の1.5</td> </tr> </table>	(合計所得金額)	(減免割合)	500万円以下	⇒ 10分の5	500万円超750万円以下	⇒ 10分の2.5	750万円超1000万円以下	⇒ 10分の1.5
(事業所得)	(減免割合)																	
500万円以下	⇒ 全額																	
500万円超750万円以下	⇒ 10分の5																	
750万円超1000万円以下	⇒ 10分の3																	
(合計所得金額)	(減免割合)																	
500万円以下	⇒ 10分の5																	
500万円超750万円以下	⇒ 10分の2.5																	
750万円超1000万円以下	⇒ 10分の1.5																	
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減免申請書（県規則様式第51号）</li> <li>・ 被災事実を証明できる書類</li> <li>・ 被災前・被災後の資産の価格を証する書類（当該資産にかかる帳簿の写し、修繕等に係る見積書又は請求書の写し等）</li> <li>・ 損害額に補填される保険金等がある場合は、その額を確認できる書類</li> </ul>																	
持参するもの	印鑑（認め印可）																	
申請期限	状況が落ち着いた後	状況が落ち着いた後																

〈注意〉・被災事実を証明できる書類は、市町村長等の証明書。これらの証明書を受けることができない場合は、ご相談ください。

### 4 不動産取得税（「固定資産税」は市町村にお問い合わせください。）

	(ケース1)	(ケース2)
どんなとき	災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして滅失又は損壊した日から3年以内に不動産を取得したとき (※取得不動産の代替性の認定を行います。)	不動産を取得した日から1ヶ月以内に災害により滅失又は損壊したとき
減免の内容	被災不動産の価格に応じて一定額（固定資産課税台帳の登録価格のうち被災部分に応じた価格）を免除	
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村長、消防署長等の罹災証明書</li> <li>・ 被災不動産の登録価格の証明書</li> </ul>	
持参するもの	印鑑（認め印可、法人の場合は代表者印）	
申請期限	取得した代替不動産の納期限前7日まで	被災した不動産の納期限前7日まで

※「代替性の認定」は、災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合を言います。具体的には、被災不動産と同程度の不動産であることを原則とします。  
（住宅→住宅、店舗→店舗、工場→工場または工場→倉庫等）  
「代替性の認定」の詳細についてはお問い合わせください。

#### 〈〈申請・お問合せ先〉〉

申請・問合せ先	電話（直通）	所在地
北信地方事務所税務課	0269-23-0204	〒383-8515 中野市大字壁田 955

【栄村の復旧・復興支援に向けた総合的なお問合せ先】

## 栄村生活再建支援本部

TEL: 0269-23-0201

FAX: 0269-23-0256

Eメール: [hokuchi-seisaku@pref.nagano.lg.jp](mailto:hokuchi-seisaku@pref.nagano.lg.jp)  
(事務局: 北信地方事務所地域政策課)